横浜市立小田中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 17 日策定（令和 5 年 2 月 9 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下法）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめ防止等に向けての基本理念

①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心通う人間関係の構築を目指し、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等を充実させる。

②生徒会役員・学年学級委員を中心とした、生徒が主体となるいじめ防止への取組を大切にする。

③いじめの早期発見につなげるため、より良い教職員と生徒の関係づくりを推進する。

④生徒及び保護者が、いじめについて安心して相談できる体制を整備する。

⑤学校、家庭、地域が一体となったいじめ防止への取組を推進する。

⑥教職員の資質の向上を目指し、研修会・研究会等を充実させる。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（1）委員会の構成員

①委員会は管理職、教務主任、各学年主任、生徒指導専任、養護教諭、スクールカウンセラー、（SSW、特活生徒指導部長）で構成する。

②必要に応じて、心理や福祉の専門家等、外部の専門家の参加を求める。

（2）委員会の運営

①原則週1回を定期的に行う。

②いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

③学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

（3）委員会の活動内容

●未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

・いじめの相談・通報の窓口の設置

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

（1）いじめの未然防止

・「主体的・対話的・深い学び」を目指し、全ての生徒が参加・活躍できる授業を構築する。

通年　小中乗り入れ授業を利用して、小中での教科毎の授業参観・研修会を行う。

4・6・10月　授業参観にて、他教科も積極的に参観する。

・キャリア教育を通しての社会性を育成する。

1年：2年生の職場体験発表に学ぶ、夢プログラム　2年：主体的な職場体験　3年：進路学習

・生徒会、専門委員会への積極的な指導と支援を行う。

・人権教育、道徳教育を推進する。

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

・定期的な全体集会、学年集会での生徒へのいじめ防止を呼びかける。（4・7・9・12・1月）

・保護者会・PTA実行委員会でのいじめ防止の協力を呼びかける。

・校外学習、学校行事を通して、より良い友人関係・集団づくりを推進する。

1年：校外学習、2年：自然教室、3年：修学旅行、全学年：運動会・音楽祭　等

（2）いじめの早期発見

・いじめの定義理解を含む教職員への研修を実施する。

・いじめを見逃さない教職員の情報共有を推進する。

朝の打ち合わせ・学年会・各指導部会・特別支援教育委員会・職員会議・連絡会・いじめ防止対策委員会

・いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）を実施し、その結果を活用する。（5月）

・いじめ解決一斉キャンペーンでの全市一斉アンケート(無記名式)を実施し、その結果を活用する。（12月）

・定期的な個人面談、教育相談を実施する。（4・7・8・12・1月）

・インターネットを通じた「いじめ」への対処及び情報モラル教育を推進する。

学活・道徳・授業を通しての指導…通年　長期休業前の全体集会での注意と指導…　7月　12月

保護者への啓発…年一回（6月または7月）外部講師を招いての講話の企画、懇談会、個人面談

・保護者、地域、関係機関との連携

（3）いじめに対する措置

・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員が抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援

被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について教職員全員が共通理解し、保護者の協力、関係諸機関との連携の下で取り組むこととする。

・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

保護者と連絡を取り合いながら協力して対応していく。

「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められた場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

（4）いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされていること

① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（5）教職員等への研修

①生徒理解研修を実施する。

②いじめ防止、対応に向けた校内研修を実施する。

（6）「学校運営協議会」等の活用

保護者や地域の方々が参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

（7）取組の年間計画

月	取組内容	
4 月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ いじめの定義・生徒理解研修 生活アンケート実施・教育相談①	入学式、学年集会
5 月	いじめ早期発見のための生活アンケート （記名式アンケート・教育相談）	学校運営協議会
6 月		学・家・地連総会 土曜参観・地区別懇談会 運動会
7 月	YP アセスメント実施①（全学年）	保護者面談 校外学習等の保護者会
8 月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜子ども会議	
9 月	生活アンケート実施・教育相談②	3年：修学旅行 2年：自然教室 1年：校外学習
10 月		授業参観 音楽祭
11 月		
12 月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン実施 （無記名式アンケート・教育面談） YP アセスメント実施②（1・2年）	保護者面談
1 月	生活アンケート実施・教育相談③	
2 月		学・家・地連全体会 職場体験 夢プログラム
3 月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	職場体験発表会
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	PTA実行委員会 定期的な全体集会、学年集会 生徒会、学年学級委員会 進路学習

※年間計画は変更の場合があります。

4 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

（2）重大事態の意味

法28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケース。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する。

（3）発生の報告

・重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

・その事案が重大事態であると判断した場合は、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査にあたる。いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。また横浜市教育委員会の支援・指導を仰ぐことはもちろん、関係機関ともより適切に連携して対応にあたる。

・ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。また、調査結果は横浜市教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

必要があると認められる際には、この「横浜市立小田中学校いじめ防止基本方針」を改訂し、改めて公表する。